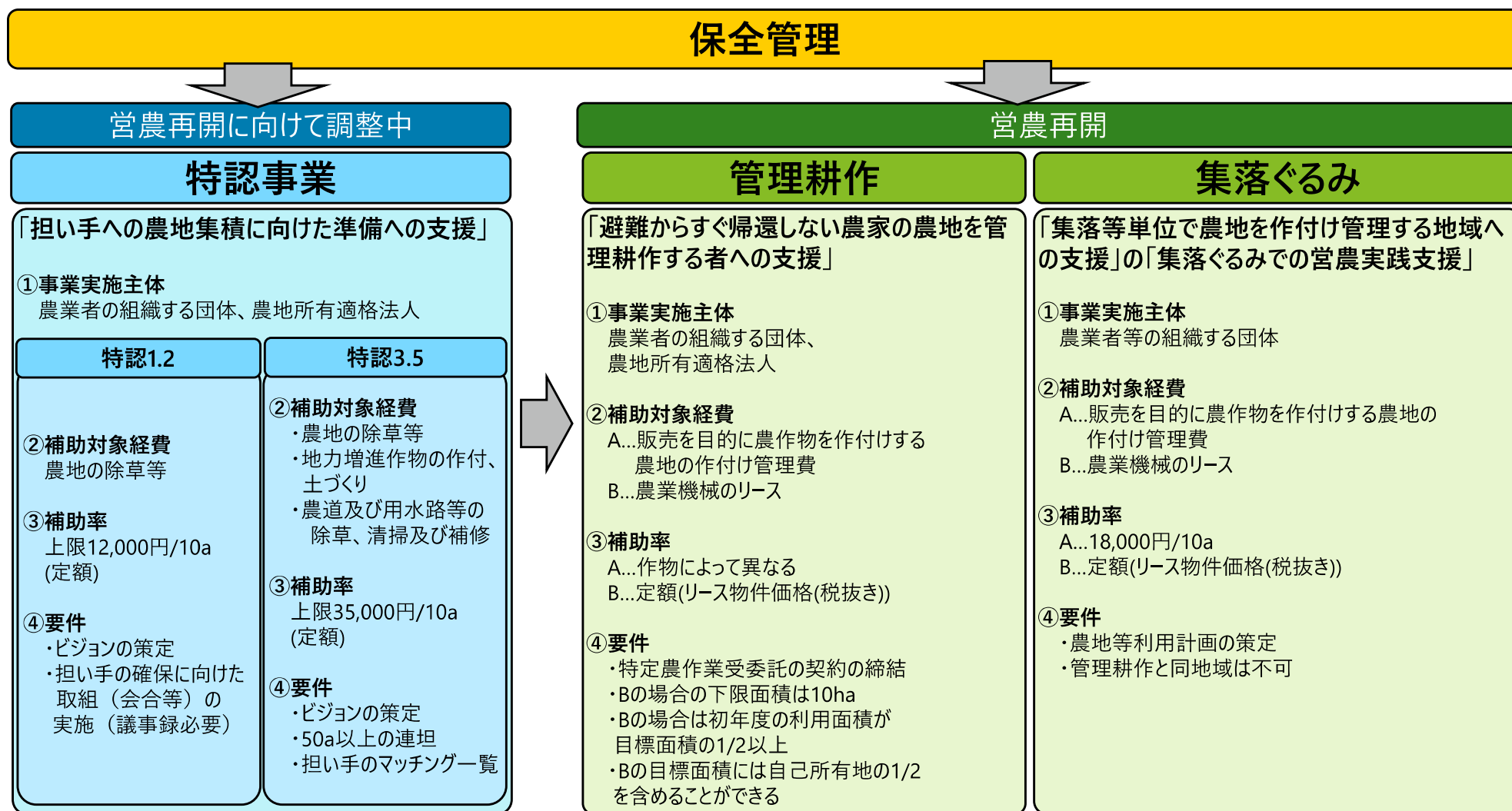


保安全管理の次の段階は営農再開になり、管理耕作や集落ぐるみへの支援等があります。
また、営農再開の準備として「担い手への農地集積に向けた準備への支援」もございます。

営農再開に向けた制度



出所：福島県資料（営農再開支援事業）より要約して作成

「管理耕作」とは、避難からすぐに帰還しない農業者の農地を、作業受託組織等が一時的に作業を受託する取組のことです。

管理耕作への支援内容

支援①

生産する作物ごとに面積当たりの農地の管理費を支援

支援②

管理耕作に直接要する農業機械のリース経費を支援

支援①：農地の管理費の支援

作物ごとの10aあたり単価は以下の通りです。

農地の管理費(単位：円／10a)

- 管理耕作組合等の組織による活動になります。
- 農地所有者との 特定農作業受委託契約 が必要です。
- 作物ごとに10aあたり単価が決まっています。
管理耕作組合等の担い手の意向を受けて順次作物が追加されてきました。

(単位：円/10a)

水稲	小麦	大豆	ソバ	食用油用 ナタネ	エゴマ
21,000	27,000	20,000	11,000	30,000	17,000

飼料作物 ※	牧草 ※	WCS用稲 ※	タマネギ	カンショ	ブロッコリー	ネギ
30,000	8,000	7,000	28,000	21,000	72,000	45,000

※運搬を外部に委託する場合は金額が異なります。

支援②：農業機械のリース経費の支援

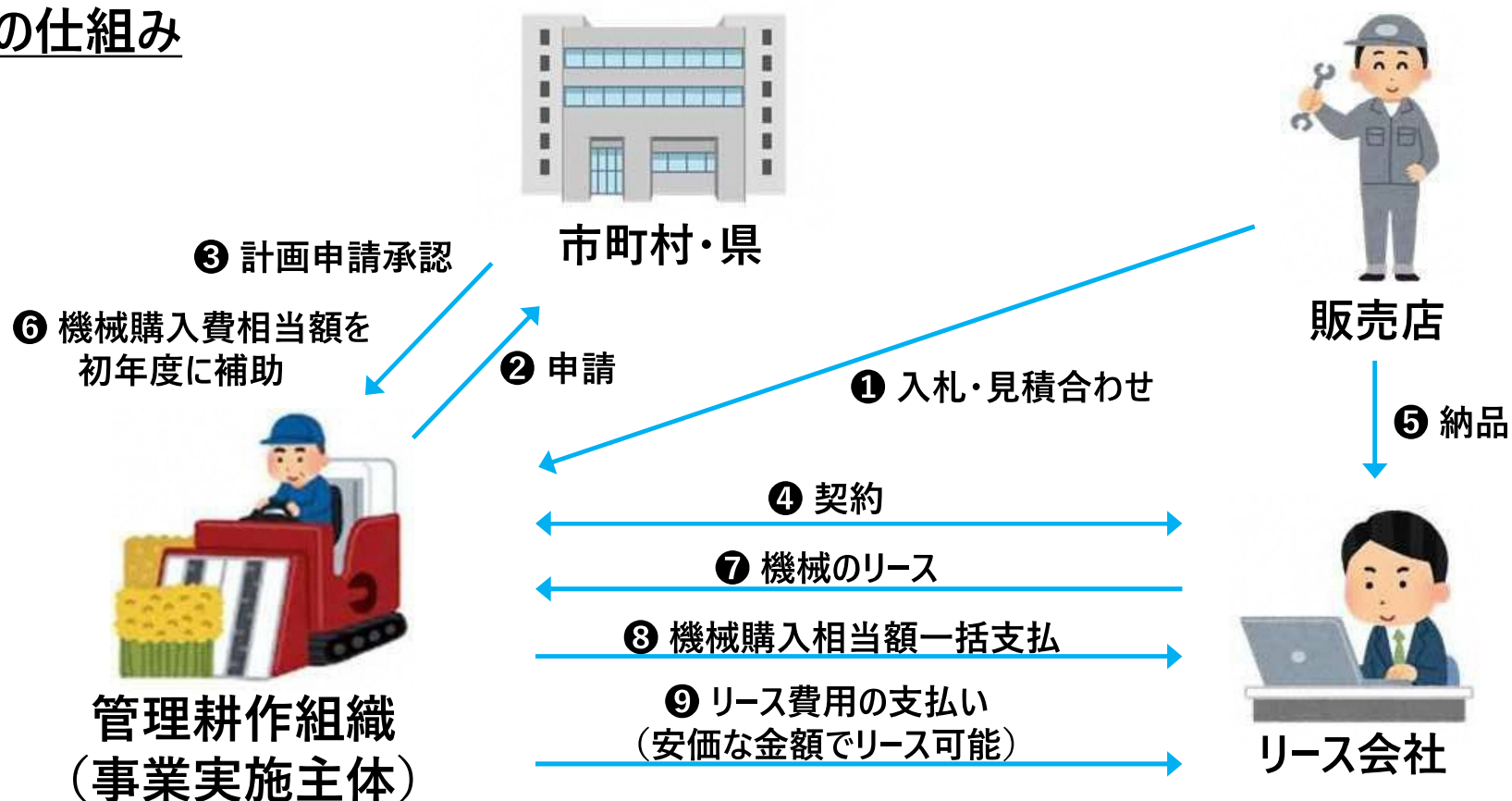
管理耕作作業に必要な農業用機械のリース費用を支援します。

避難農業者等の帰還や農地の利用調整が完了し営農再開するまでの間、作業受託組織等が一時的に作業受託により管理耕作する取組に対して支援します。

具体的には、**農業機械のリース費用（レンタルや農業者等からの貸借含）**の他、農地管理費として、作付けする作物毎に面積に応じた一定の額を補助します。

リース機械をリース会社が購入する際に、その購入費相当額を事業実施主体が一括で支払うことにより、年間のリース費用を安く抑えます。補助額は、このリース機械の購入費相当額となります。

リースの仕組み



※仕組みはあくまで例であり、実際には異なる場合も想定されます。

支援②：農業機械のリース経費の支援

管理耕作作業に必要な農業用機械のリース費用を支援します。

農業機械のリース経費の支援

- 補助額は、リース機械の購入費相当額となります。
- 補助対象となる機械の利用面積は、以下の通りで、この面積を概ね満たすことが必要です。
(初年度は記載面積の1/2以上から取り組むことができます。)

地域	福島特定高性能機械導入計画設定機種	未設定機種
一般地域	設定下限面積又は20haのいずれか低い方	20ha
中山間等地域	設定下限面積又は10haのいずれか低い方	10ha

※リース手数料等は支援対象外です。

【福島県特定高性能農業機械導入計画設定機種】

機械名	トラクタ 50ps	トラクタ 60ps	トラクタ 90ps～	クローラ トラクタ 60ps	田植機 6条	田植機 8条	コンバイ ン3条	コンバイ ン4条	汎用コン バイン 4条
利用下 限面積 (ha)	12	16	20	18	10	13	12	16	16

出所：福島県相双農林事務所資料より作成

(補足)農業機械のリース費用の補助要件

中山間地の場合の例

農地利用イメージ

■ : 自作地 ■ : 避難農業者からの受託農地



【リース機械の例】

- トラクター及び付属作業機械
- 田植機、防除機、コンバイン
- タマネギ生産用の各種機械
- ロールベアラ、ラッピングマシン
- 運搬車・トラック・フォークリフト
(本事業専用で利用するものに限る)
- 乾燥器、糶摺機、選別機、調製機

…等



集落等単位で地域の合意のもと策定した農地等利用計画に基づき、農地の作付管理に直接要する農業用機械のリース経費及び農地の作付管理に必要な経費を支援します。

集落ぐるみへの支援内容

支援①

販売目的に農産物を作付る農地の管理費を支援
18,000円/10a

品目区分
なし

支援②

作付管理に直接要する農業機械のリース経費を支援

採択要件は、受益農家3戸以上、地域の農地利用計画の策定、管理耕作メニューとの重複なし、等の全ての要件を満たす必要があります。

集落ぐるみへの採択要件

- a. **受益農家が3戸以上**であること
- b. 次の(a)から(e)の**全てを満たす**こと
 - (a) 避難指示区域等において、避難指示等の解除以降、販売を目的に農作物の作付が行われていない農地における取組であること
 - (b) 田及び普通畑(飼料畑を含む。)、樹園地における取組であること
 - (c) 集落等において、**当該事業の対象となる農地の権原を有する者の合意のもと農地等利用計画が策定されている**こと
 - (d) 農地等利用計画に基づき共同活動を行うこと
 - (e) 本事業の対象となる農地は、国実施要綱別記5の「**避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援**」と重複しないこと
- c. 事業実施主体は次の(a)から(c)の**全てを満たす**組織であること
 - (a) 定款又は規約を定めること
 - (b) **農地等利用計画を策定**すること
 - (c) 農地等利用計画に基づく共同活動を行うこと